

～令和2年4月1日みなとマリアーージュ制度開始～

みなとマリアーージュカード第1号を交付しました

区は、4月1日から、誰もが、性的指向・性自認にかかわらず、人生を共にしたい人と家族として暮らすことを尊重するための制度「みなとマリアーージュ制度」を開始しました。

令和2年4月1日（水曜）に、港区役所にて、みなとマリアーージュ制度を利用する第1号となる区内在住のカップルに対し、区長が「みなとマリアーージュカード」を交付しました。

※今回は、港区男女平等参画条例改正の施行日に第1号の制度利用者として、ご希望のあったカップルに、記念撮影、氏名公表のご了承をいただいて、コメントとともに写真を掲載しております。



【区長からの言葉】

お二人にみなとマリアーージュ制度の第1号のカードをお渡しいたしました。

港区では、性別にかかわらずすべての人たちが自分らしく豊かに生きることができる男女平等参画社会の実現をめざしてまいりました。この制度は、お二人が結ばれた契約を区が確認し、「みなとマリアーージュカード」を交付するものです。

お二人にはぜひこれから力を合わせていただいて、幸せな生活を築いていただきたいと思います。お二人が、豊かな人生を送られることを心から願っております。

【大友香果子（おおともかぐみこ）さん】

今まで、法律や制度からは遠いところにいるものだと

思っていました。しかし、今回みなとマリージュ制度ができるというのを聞き、今日カードをもらう

ことができ、想像していたよりもずっと嬉しいです。

今日という日が私たちにとって大切な日になりました。

【梅田道子（うめだみちこ）さん】

すごく嬉しいです。今日という日が、私たちにとって忘れら

れない日となりました。制度の実現にむけて尽力してくださった方々に感謝の気持ちを伝えたいと思

います。

<みなとマリージュ制度とは・・・>

区は、令和2年第1回港区議会定例会で、港区男女平等参画条例を改正し、「みなとマリージュ制度」

を導入しました。他の自治体では、パートナーシップ制度といわれています。

港区の制度は、二人が共同生活に関する契約を結び、港区が契約を確認したことを示す「みなとマリ

ージュカード」を交付する仕組みです。条例に基づく制度であり、公証役場で契約書を作成するか、認

証を受けるかの手続をするという特徴があります。

契約書を取り交わすことから、二人の共同生活を契約で担保する効力があり、契約書は港区外に転出し

ても当事者間では効力を持ち続けるというメリットがあります。また、みなとマリージュカードの交

付を受けると、住宅への入居、病院での医療同意、付添いなどで理解されやすくなります。

お問い合わせ

所属課室：総務部総務課人権・男女平等参画係

電話番号：03-3578-2025

ファックス番号：03-3578-2034